

全教委連第107号
令和3年8月18日

独立行政法人大学入試センター
理事長 山本 廣基 様

全国都道府県教育委員会連合会
会長 藤田 裕 司

大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』の経過措置
に向けた（案）に対する意見について

令和3年7月26日付け入試セ企第44号通知「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入学共通テストにおける出題科目『情報Ⅰ』の経過措置について（照会）」で依頼のありました件につきまして、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 A案に対する考え方と要望

A案：旧教育課程の教科「情報」（「社会と情報」及び「情報の科学」）の内容に対応した経過措置問題を作成し、令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学を志望する旧教育課程履修者に受験させる。

- ・『情報Ⅰ』の試験問題と比較して適切な難易度・配点の経過措置問題を作成することにより、新教育課程（平成30年度告示高等学校学習指導要領）履修者と旧教育課程（平成21年告示高等学校学習指導要領）履修者との間で、形式的公平性が確保できる。
- ・形式的公平性が確保されることにより、各大学の入学者選抜において、新教育課程履修者と旧教育課程履修者との間に配点や選抜方法等の差を設ける必要がない。
- ・各大学による取扱いの差が生じないことから、教科「情報」の取扱

いについて大学入試センターが情報発信を一元的に行うことが可能であり、対象者が正確な情報に基づいて希望進路の実現に向けて準備を進めることができ、また学校において適切な進路指導を受けることができる。

- ・経過措置問題を受験科目として採用する大学が少ない場合に、旧教育課程履修者の大学選択の幅が狭くなる懸念がある。

以上の考え方を踏まえ、A案による対応を実施する場合には、次に示す内容について、ご配慮をお願いいたします。

- ・経過措置問題となる科目と『情報Ⅰ』の学習内容が大きく異なるため、適切な出題内容・難易度の問題を作成していただきたい。
- ・旧教育課程履修者への負担増については、教科「情報」への対応だけでなく、大学入学共通テスト全体の変更に対応しなければならないことを考慮し、慎重に検討していただきたい。
- ・『情報Ⅰ』を課す大学が、経過措置問題を旧教育課程履修者の受験科目として採用するよう、取扱い指針の提示などの適切な措置をしていただきたい。
- ・『情報Ⅰ』のサンプル問題がすでに公開されていることから、経過措置問題の科目ごとの出題範囲の詳細及びサンプル問題の公開などの措置を、早急に実施していただきたい。
- ・また、例として、基礎的な内容を問う経過措置問題を作成した上で、各大学において一定の配慮を行うなど、B案を組み合わせた手法による対応等も含めて、検討していただきたい。

2 B案に対する考え方と要望

B案：旧教育課程の教科「情報」の内容に対応した経過措置問題を作成せず、令和7年度大学入学共通テストの出題科目『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者が不利とならないよう配慮する。

- ・経過措置問題を作成しないため、科目間の難易度の相違等により生じる公平性が問題とならない。

- ・大学入学共通テストで『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者には「『情報Ⅰ』を受験しなくてもよい」とした場合については、旧教育課程履修者が大学入学共通テストにおける教科「情報」の学習をする必要がないため、受験者の負担が軽減される。
- ・各大学のアドミッションポリシーに基づき、『情報Ⅰ』の取扱いを含め、大学入学者選抜の方法について、各大学が個別に決定できる。
- ・『情報Ⅰ』を課す大学においては、旧教育課程履修者に配慮した取扱いを予め明示する必要があるが、各大学の取扱いが公表されるまでの期間、高等学校等における適切な進路指導が困難となる懸念がある。
- ・旧教育課程履修者が不利にならないような配慮の方法が大学ごとに異なった場合、『情報Ⅰ』の受験が旧教育課程履修者の大学選択の幅に大きな影響を及ぼす可能性がある。
- ・大学入学共通テストで『情報Ⅰ』を課す大学において、志願するすべての受験者に『情報Ⅰ』を課した上で、旧教育課程履修者に「不利にならないよう配慮する」とした場合、同一の試験を課しているにもかかわらず、配慮される受験者と配慮されない受験者が存在することになり、入学者選抜の公平性・公正性に疑念を抱かれる可能性がある。
- ・大学入学共通テストで『情報Ⅰ』を課す大学において、旧教育課程履修者には「『情報Ⅰ』を受験しなくてもよい」とした場合、新教育課程履修者とは別に、旧教育課程履修者の取扱いを定めなければならない。

以上の考え方を踏まえ、B案による対応を実施する場合には、次に示す内容について、ご配慮をお願いいたします。

- ・旧教育課程履修者への負担増については、教科「情報」への対応だけでなく、大学入学共通テスト全体の変更に対応しなければならないことを考慮し、慎重に検討していただきたい。
- ・各大学の旧教育課程履修者に対する『情報Ⅰ』の取扱いに大きな差が生じないように、取扱い指針の提示などの適切な措置をしていただきたい。
- ・公平性の確保がどのように担保されるのかについて、受験生の理解

を得ることが可能かどうかを含め、慎重に検討していただきたい。

3 全体についての意見

経過措置の主な対象者は、令和3年度以前に高等学校に入学している生徒であり、すでに高等学校に入学し、旧教育課程での学習を進めている生徒になります。対象となる生徒が希望進路の実現に向けて安心して準備を進めることができるよう、また学校において適切な進路指導を受けることができるよう、引き続き慎重に検討を進めていただき、適切な経過措置の実施について、可能な限り早い段階に公表するとともに、丁寧に説明がなされるようお願いいたします。

また、教科「情報」については、専任の指導教員の不足が課題となっている地域もあることを踏まえ、新教育課程履修者を含め、学びの公平性の担保が図れるよう、引き続き留意していただくようお願いいたします。